

平成 2 0 年 度 第 1 回 千 葉 市 文 化 財 保 護 審 議 会 議 事 録

- 1 日 時 平成 2 0 年 5 月 2 3 日 (金)
午後 2 時 0 0 分 ~ 3 時 3 0 分
- 2 場 所 千 葉 市 中 央 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 8 7 会 議 室
- 3 出 席 者 (委 員)
段 木 一 行 会 長 神 谷 紀 雄 副 会 長、久 留 島 浩 委 員、
橋 本 裕 之 委 員、渡 辺 勝 彦 委 員
(事 務 局)
河 野 生 涯 学 習 部 長
本 庄 生 涯 学 習 部 参 事、倉 田 主 幹
石 橋 文 化 財 保 護 係 長、芦 田 主 任 主 事

4 議 題

議 事

- (1) 諮 問
千 葉 市 地 域 文 化 財 の 登 録 に つ い て
- (2) 千 葉 市 地 域 文 化 財 の 候 補 に つ い て
- (3) 千 葉 市 指 定 文 化 財 の 経 過 措 置 に つ い て
- (4) そ の 他

5 議 事 の 概 要

議 事

- (1) 諮 問
千 葉 市 地 域 文 化 財 の 登 録 に つ い て、2 件 の 諮 問 に 対 し て、
諮 問 の と お り 答 申 さ れ た。
- (2) 千 葉 市 地 域 文 化 財 の 候 補 に つ い て
諮 問 以 外 の 地 域 文 化 財 情 報 に 対 し て の、状 況 報 告 を 行 い、
了 承 を 得 た。
- (3) 千 葉 市 指 定 文 化 財 の 経 過 措 置 に つ い て
従 来 の 千 葉 市 文 化 財 が 条 例 改 正 に よ っ て 千 葉 市 指 定 文 化
財 と な っ た こ と を 説 明 し、そ の 分 類 に つ い て 了 承 を 得 た。
- (4) そ の 他
特 に な し。

6 会議経過

議事（１） 諮問 地域文化財の登録について

議長：まず、議事（１）について事務局より諮問とその説明を願う。

（河野生涯学習部長が諮問書を読み上げ、会長に手渡した。その後、石橋文化財係長が諮問案件２件について資料に基づいて説明した。）

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。まず登戸の神楽囃子についてだが、神楽と神楽囃子はどこが違うのか。神楽囃子といたら音楽だけにならないか。

事務局：神楽の中に囃子も含まれていると理解している。囃子というのは音楽だが、獅子舞や道化舞なども神楽囃子にのせて舞っているので全体で神楽囃子とさせていただいた。

議長：前は確か登戸の神楽として登録した方がよいという話であった。今回囃子という言葉が入っているが、囃子だけに限定するのか。

事務局：継承団体の名称が登戸囃子連で、実際にやられている方々もお囃子にこだわりがある。従って囃子をつけて神楽囃子とした方がよいのではないかと考えた。

議長：この名称だと所作の方が入らなくなってしまうのではないかと思う。神楽とすればお囃子もみんな入ってしまうので、よいのではないか。橋本先生はどうか。

橋本委員：実は会長が今まさに発言されたことについて、事前に事務局にメールを送り、まったく同じ違和感があるということを示した。この間の経緯を申し上げると、今回のような文化財の指定などの場合には神楽とした方がより包括的だということは確かである。元々、獅子舞だけを取り出して当事者の方から出てきたものだが、それよりは少し面的に広げて登録しようというのが前回の議論であったと思う。先ほどの町内会文書についてもそうだが、地域文化財というのは一括とか面的に捉えていくという考え方が基本になると思う。獅子舞は地域文化財だが、それ以外は違うというようなつまらない分断を避けるためにもまず全体を広げたということとはとってもよいと思う。

しかし、獅子舞よりも広げたという話なのだが、それが名前の上で反映されていないと私も思う。普通神楽囃子というと音楽のことなので、演技などの部分はどうかという印象を持ってしまう。事務局からの返事ではもともと地元では囃子連を名乗り、後進や子供たちへの指導もお囃子が中心だということだった。それだったらはじめから獅子舞としないでお囃子として出してきてもらえればと思わないではないが、地元で自分たちのことを神楽囃子と呼んでいるということであれば、当事者が自分たちの集団のことをどう名乗っているかは昨今やはり尊重した方がよいとも思うので、ではまあ神楽囃子でもいいのではないかと答えた。しかし、やはり少々気になってその後もう一度メールをした。その結果がこの資料の最後の段落である。「同囃子連では、伝統的に神楽囃子という名称を用いてきたが、実際は音楽のみならず舞踊も含まれており、地域の総合的な芸術であることが高く評価できる。」という部分だが、メールで出した文章をそのまま掲載してもらっている。こうした説明を文章の中に入れて、なんとか一般的な理解との若干のずれを低減できないかと提案した。この文章で囃子といているが音楽だけではなくて踊りもあって、総合的に評価できるということを但し書き的に入れることで私は対応したということである。

地元の方々が、稲毛の神楽などに対して、自分たちのあり方は違い、お囃子を中心にやっている集団なんだというプライドというか、違うという意識がある中で、稲毛の神楽と同じように、登戸の神楽と呼ばれることにむしろいやな部分があるのだとしたら、それはやはり尊重してもよいのではないかと考えて、最後の文章を入れたらどうかという提案を事前にしたというのが全体の経緯である。あとは皆さんでご議論いただきたい。私は最終的にはじゃあこれでいいんじゃないですかと申し上げた。

議長：地域の方の考えを最大限に尊重しなければいけないとすれば、この名称でいいのではないかということだが、他の先生方はいかがか。

渡辺委員：やはりこちらが付ける名前という意味もある。どのよう

に地域文化財を捉えるかということなので、一般的に理解する上で一番いい名前であるべきだと思う。その上でそのような色々な思いがあってということはわかるが、安定的に、より一般的に理解できる名前というものが求められるのではないか。名称については他市の建物で、私の経験したものでは戦後コンクリートで作ったお城の例がある。これを地元では〇〇城と呼んでいるが、それは県が物産展のためにつくった建物で、それを〇〇城という名称はつらいということになり、作ったときの趣旨を活かした名称となった。その際だいぶ色々議論したが、一般的に理解できる名前の方がよいのではないかと思う。

議長：実際、神田囃子などというとお囃子だけが指定されている。これには所作が入っていない。〇〇神楽というとお囃子がついていたり、所作とお囃子が一緒になっている。だからこの名称では囃子だけになってしまい所作が入らないのではないかと考えた。しかし今、橋本委員からお話があったが、地域ではこういう名称で呼んでいるということで、その名称で保存した方がよいだろうという意見だが、この名称で登録してよろしいか。

橋本委員：確かに渡辺委員がいまおっしゃったように一般的な名称という点では気になる。神楽囃子というものも指定の名称としてないわけではないが、やはり音楽だけという印象がある点が気にはなるが、しかし地域文化財なので特に地域の人たちの意向を重視してもいいのではないかと思う。地元の意向と違う名称で登録して、反感を受けることになってはどうかと思う。

議長：一般名称よりも固有名称の方がということなのだろう。地域のご意見を尊重しながら、この名称で登録することによってよろしいか。
(異議なし)

議長：では、平川町内会文書についてはどうか。天正19年の検地帳のみ取り出しても指定の価値があると思うが、それが現代まで連綿と続いていることはたいへん貴重で、地域文化財ではなく市の指定文化財にしてはどうかという意見が前回出ていたと思うが、それについてはどうか。やり方

として一度地域文化財として登録しておいて、その後、きっちりと指定の問題を考えるとということでもいいのではないかとも思う。東京都の場合には登録して、その中から指定するという方法でやっていることも多い。それに従うと、まず地域文化財に登録するということがか。

議長：では異議がないようなので平川町内会文書についても地域文化財登録ということできたいと思いますが、現在諮問されているのが地域文化財候補の２件、登戸の神楽囃子、平川町内文書ということでこの２点とも登録に異議ないか。
(異議なし)

議長：ではこの２件につきましては諮問の通りに答申したいと思う。

議事(２) 千葉市地域文化財の候補について

議長：続いて議事の(２)について事務局より説明を願う。

(石橋文化財係長がその他の地域文化財候補について、現在までの経過を説明した。)

議長：今説明があったが、これについて質問があったらお願いしたい。

橋本委員：寒川神社のお祭りはいつ行われるのか。

渡辺委員：だらだら祭りの中で行われているのではないか。

事務局：寒川の氏子青年会がやっているのは御浜下りの部分だけで、今回推薦されているのはその部分だけということになる。寒川神社の祭礼というともう少し広く色々な部分が含まれると思うが、祭礼自体はだらだら祭りとの関係もある。御浜下りは、昔出洲港でやっていたが、ずっと途絶えていて、それがここ数年の中で現在のポートタワーのところで復活したという経緯がある。氏子青年会の方によれば寒川神社の祭礼として捉えるのではなく、御浜下りだけを登録したいということのようである。祭礼部分は各町ごとの持ち回りでやっている部分もあるということで、祭礼全体を対象とする場合はそうした方々の同意を得る必要が出てくる。

橋本委員：祭礼全体は指定されているのか。

事務局：指定されていない。

橋本委員：一般的には祭礼全体を一括のものとすべきだと思うが、何年か前の新聞に出ていたのは、新しく人口の浜になった後で、御浜下りが地域づくり的な新しい動きの中で行われたという記事を読んだ。だからそうした担い手の意識がすごく強いのだと思うが、その意味では地域文化財的だと思うが、そこだけを切り出すのはちょっと難しいのではないか。

事務局：先ほどの御浜下りの日程だが、去年は８月２０日に実施している。

橋本委員：事務局として、これを候補として考えているのだとするとこういうものは見ないと仕方がない面があるので、委員の中で都合がつく方には見ていただくようなことを考えてはどうか。

議長：寒川神社の祭礼の記録は旧妙見寺文書の中にたくさん出てくる。そのあたりも参考にしながら調べてみてもらいたい。その他に意見はあるか。

検見川の無線送信所については学校用地ということだが、今学校があるということか。

事務局：これから学校を造る用地として確保している場所ということである。

議長：検見川の無線所は以前たいへん広かった。私は学校が近かったのでよく見ていた。第二次世界大戦などで活躍したところだと聞いているが、１棟とあるのは送信所の建物があつたところだけという意味か。

事務局：建物が１棟と給水等が残っているので、その部分ということになる。

議長：それは学校が建てられるときには壊されるということか。それとも保存してくれるのか。

事務局：今、中学校を建てるということで学校用地となっているが、子供たちの増加率の問題もあり、今後ずっと学校用地のままか、それとも他の用途になるのか、これについては今市全体で検討しているところである。今現在は学校用地ということである。

議長：わかった。これが地域文化財に登録されてしまったために学校が建たなくなったなどということもあるのか。

事務局：それも今、こちらの地域文化財の関係だけではなくて市全体の関係部署で検討しているところである。したがってこの指定の問題と平行して進めていかなければいけないと考えている。

久留島委員：残そうという要望書が色々なところから出ていていると聞いているが。

事務局：一部地域の方からも保存してほしいという要望をいただいているが、今申し上げたとおり、総合的な観点で学校用地の問題とその他を含めて総合的に検討させていただくということで理解をいただきたい。

久留島委員：私は最近参加できなかったのですが、地域文化財というものを十分にわかっていないが、条例を読んでみると登録されることによって、それが保存されるとか保護がなされるとかいうものではないということのようである。今の検見川無線送信所についてはすぐ判断することは無理だと思うが、十分に文化財としての価値はあるものだと思っている。だから取り敢えず緊急避難的にでも地域文化財にしておけば市が登録したのだから市の事業としては潰さないということぐらいかと考えた。

全体としてこの地域文化財というものをどのように考えていくのかがよく分からない。先ほどの平川町内会文書は指定文化財でも十分よいような気がしているので、わざわざ地域文化財にすることの意味は何かと思っている。単に財政の問題でそこまでいかないということなのか。今改めて市の文化財の一覧を見せてもらおうと古い時代のものは入っているが、これから近世とか近代のものをやらざるを得ないとなったときにどうやって指定文化財に入れていくのかというものがないと、単に地域文化財に登録したからこれで終わりというように読めたので、その辺りはどう考えているのかをお聞きしたい。

事務局：地域文化財についての捕らえ方、考え方についてということか。

久留島委員：地域の人たちに文化財の意義を理解してもらおうという点ではこの制度はあっていいと思うし、地域の文化財を自分たちで大切にしようということはいいい。しかしいったん

登録した以上そこに何かの意義を持たせなければおそらく意味がなくなってしまう。今後そこまで踏み込んで考えるような方向が何かがあればいいのだが、そこで終わってしまったらそれだけのものにならないだろうかという心配がある。

事務局：それ以上のものになっていくのではないかという思いで地域文化財の登録をしていきたいというのが私たちの意思である。従って今後は登録したことによって皆さんが文化財の保存という共通認識の上に立って、持っている方がどこまでのものなのか評価が分からなかったものが、一応市の地域文化財に登録されたことによって公的な評価をもらったことになり、重要なものであることに気づいていく。さらに周囲の方々もそれに気づいてもらえれば、ではうちの傍にあるものはどうだろうかということになって、ある意味市民の方々が知っている情報もいただけるようになるのではないかという期待もあってこうした制度を設置させていただいた。だから今すぐということではないが、この中からもっと進んで地域文化財から次は指定というものも出てくると思うし、まだまだ市内に埋もれている文化財も出てくるのではないかと考えている。それが最終的には全体として文化財の保存意識につながるのではないかと考えて今回させていただいている。

橋本委員：前回も地域文化財について議論になったが、下手をすればこの地域文化財が指定文化財のプレ段階として位置づけられてしまう恐れがある。私が前回話したのは今回の登戸のものと平川町のもの両方そうなのだが、地域の中で機能している、あるいは意味があるという点が地域文化財のポイントだと思う。登戸の場合も二頭獅子舞が珍しいからということであれば通常の指定文化財ということになる。そうではなくて最後の方で色々と地域のコミュニティ活動に積極的に参加している点を述べているように、それだけを表に出すことは難しいと思うが、そうした点も含めて評価するとか、区有文書も虫干しの会をずっとやっているということで地域の中で文書が機能しているという点を評価するという形にして、これは私の個人的な考え方だが、どこ

かで指定文化財と地域文化財というものを差異化しておかないと後々よくわからなくなってしまうのではないかと考えた。基本的には久留島先生が言われたように文化財といっても何の特典もないのだから、宝を持っているということとを自他ともに周知してもらおうということのみだろう。今後、地域の活動の中でこうした文化財が機能している点を評価していくとなると、指定文化財にはなっているけれど地域文化財にはならないというものがあることになる。そうした方がいいと思うのは地域文化財になると2年後には指定文化財にというような風潮が出てくるとたぶんそれは厄介なことになる。だから指定文化財にはなるが地域文化財にはならないものとかその逆とかがあった方がよいと思うので言われたような議論は必要だと思う。

事務局：地域文化財についてはこうした審議会場で議論をいただき文化財の登録ということになれば市としても市民の方々に広くPRをさせていただきたい。それによって地域の方々が地域にそうした貴重な文化財があるという思い入れにもつながるし、郷土意識の高揚にもつながっていけばと考えている。また、地域文化財は指定文化財に向けてのプレ的なものではないと考えている。市の指定文化財はあくまでも千葉市域全体にとって歴史あるものとして残していくべき文化財であり、地域文化財については一定の地域における文化財ということである。もちろん将来的に検討いただきながら地域文化財にいったん登録したものを後に市の指定文化財にするということを拒否するものではないが、一応形としては指定文化財と地域文化財は形を分けて進めていければと考えている。

議長：それでよろしいか。

久留島委員：もちろん私は結構だ。そもそも文化財はその地域の人々が率先して残すべきものだと思っている。地域文化財という発想から、それを分けるかどうかは別にして、言いたかったのは文化財に指定したということで保存の動きをそこで止めるのではなくて、地域の人たちがきちん評価した以上は市としても残していくということであれば全然問題はない。そこに落としてしまっただけでそれ以上いかないというこ

とでは困るので確認したかった。

橋本委員：今回推薦されてきているものを見るとある種の反対運動とか保存運動とかと関係したものが、地域住民の方々から情報提供されてきている。私が知っているものだけでも少なくとも3つぐらいある。私は黒砂の資料を保存する会のメンバーだったが、ここは道路が出来る関係で自分たちの地域がむちゃくちゃになったということで市に対して本来的にはたいへん怒っている。しかし仕方がないとなったときに自分たちの持っているものを保存・記録していくことになって、現在までに膨大な資料集を出している。こうした活動は評価してほしいと考えているが、一方でこれはある種の反対運動という側面があるし、検見川無線送信所についても地域文化財になれば市が壊さないということを表明することになるわけで、これはかなり複雑な問題があるだろうから、地域文化財というものはこうした状況で情報が出てくる可能性が構造的にあることになる。それは教育委員会のみの問題ではなく、かなり市全体の見識が問われる場面になる可能性がある。野次馬的には面白いが、市はたいへんなことを抱え込んだなという思いもある。いずれにしても市と市民が文化財をこれからどのように考えていくかという議論が、これをきっかけに起こってくると思う。

渡辺委員：やはりこの場は名前のとおり文化財保護審議会であって、仕事をしている方も文化財を保護する側にいるわけだから、その意味では意思その他を明確にしていかなければいけない。むしろ色々な条件が整わなくても、極端なことを言うと登録なりをしておきたいというものについてはむしろ積極的にやる側にいるはずである。確かに事務量は増えると思うが、これだけの資料を毎回作っていてはたいへんなので、この半分でも三分の一でも、こうした意味がある程度の記述でよいからどんどん登録するという方向性を定めた方がいい。国の登録の場合でも市の指定になったら国の登録から外れるのだから、地域文化財も積極的にやってもらいたい。色々な問題が市の部局の中であり、できないものもあるだろうが、それを最大限がんばって、ここでこうした意見が出たということまで展開してもらえればと希望す

る。

議長：我々は文化財を保護しようという立場にあるわけで、いま言われたように登録だけで終わらせないで、やはりさらに一歩進めるという姿勢が必要であるということを事務局の方でよろしく検討してもらいたい。他にご意見があるか。なければ寄せられた情報については事務局で調査検討した上で可能なものについては順次諮問してもらいたい。

議事（３）千葉市指定文化財の経過措置について

議長：では次の議事（３）について事務局より説明を願う。

（石橋文化財係長より、条例の改正にともない従来の千葉市文化財が千葉市指定文化財になったことについて分類項目も含めて説明した。）

議長：事務局の方で分類をする上で迷った点などがあったら出してほしい。

事務局：五輪塔などを建造物とするのか歴史資料とするのかで少し迷った。墓碑などは史跡としても考えられるが、従来からそこにあったものではなく移されているものなので、史跡には該当しないと考える。歴史資料にもならないとすると建造物として置いておくのがよいと考えた。

議長：五輪塔のような石造物を建造物に入れたということと、もう一つは史跡の中で。○跡のようなものがあるが、これについても事務局では迷ったと聞いた。その辺りについてご意見があるか。

渡辺委員：五輪塔は所有者が変わったりして動くことがあるため、その場合には現状変更をかけることもあるので建造物として扱うこともある。

議長：では、五輪塔については建造物として扱うということで、もう一つ史跡についてはどうか。基準では遺跡の規模、遺構、出土遺物等が歴史上又は学術的に価値の高いものということになっているが、学校があったというところも現在はまったく無くなっているのだが、そういったものも史跡の中に含めるということではよろしいか。現在無くなっているものでも史跡として残していく必要があるということなのでこの一覧には入れてあるがこの方向でよろしいか。

(異議なし)

議事 (4) その他

議長 : では、議事の最後のその他であるが、委員の先生方から
なにかあるか。特になければ事務局からなにかあるか。

事務局 : ありません。

議長 : ではこれにて議事を終了する。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 6 2